

# 入会申込書

賛助会員 C：団体会員・企業会員用

公益社団法人日本精神神経科診療所協会  
会長 三木和平 殿

公益社団法人日本精神神経科診療所協会の規約及び目的に賛同し、入会を申請します。  
入会後は会員規約を遵守し、法人の事業推進に積極的に参画します。

令和 年 月 日

申込者氏名 \_\_\_\_\_ 印

ふりがな			
団体・企業名			
所在地	〒		
担当者	ふりがな	ふりがな	
	氏名	所属	
	TEL :	FAX :	
	E-mail		

(事務局記入欄)

受付日	受付番号	決裁日	通知日

※2022年4月～2024年3月の期間、時限的に「入会金・会費」を減額しております。  
詳細は、下記「入会金・会費減額規程」をご確認ください。

第2章 会員及び会費 <定款施行細則 平成27年6月20日改訂版 抜粋>
第2条 会員資格 賛助会員C：団体
第3条 賛助会員の権利：賛助会員B同等（定期刊行物配布・名簿掲載・名簿配布・その他広報情報配）及び協賛事業の優先。
第6条 入会金、会費： ①入会金：なし ②会費：年間100,000円 ※時限的に減額しております

<b>入会金・会費減額規程</b> <令和4年6月5日制定 抜粋>
第1条 2022年4月～2024年3月の期間、時限的に正会員、賛助会員A、B、Cの年会費を一律半額に減額し、同期間に新規入会をした正会員、賛助会員Aの入会金も同様に一律半額に減額する。 ① 入会金 賛助会員B・C：入会金無し ②会費 賛助会員C：年間50,000円
第2条 前条の会費は、当該年度末までに本法人に納入しなければならない。
附 則 1.この規程は、2022年4月1日にさかのぼって施行し、2024年3月31日に廃止する。